訪問看護重要事項説明書

1、指定訪問看護を提供する事業者

名称	株式会社リーシュ
代表者氏名	荒川直喜
所在地	〒252-0223 神奈川県相模原市中央区松が丘 1-5-1
連絡先	電話番号：042-711-4130

2、指定訪問看護事業を担当する事業所

事業者名	パドル訪問看護ステーション
事業所所在地	〒252-0223 神奈川県相模原市中央区松が丘 1-5-1
連絡先	電話番号：042-711-4130　　FAX 番号 050-3537-0337
通常の事業の提供地域	相模原市、町田市、座間市、愛川町 その他の地域の方はご相談ください。
指定年月日・指定番号	令和 3 年 5 月 1 日指定、相模原市 1462690964
その他指定	・精神科訪問看護基本療養費に係る届出 ・精神科重症患者支援管理連携加算・精神科複数回訪問加算に係る届出 ・指定自立支援医療機関（精神通院）

	・生活保護法指定医療機関 ・難病の患者に対する医療等に関する法律第 14 条第 1 項の規定による指定医療機関

3、訪問看護の目的

居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とする。

4、訪問看護事業の運営方針

① 医療保険法及び介護保険法その他関係法令を遵守します。

② 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って訪問看護を提供します。

③ 利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、要介護状態の軽減又は悪化防止に資するよう療養上の目標を設定して計画的に訪問看護を提供します。

④ 定期的に訪問看護の質の評価を行い、常に改善を図ります。

⑤ 訪問看護を提供するに当たっては、主治医、居宅介護支援事業所及びその他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供するものと密接な連携に努めます。

5、事業所の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日
休日	日・祝日、年末年始（12/30～1/3）
営業時間	９：００―１８：００

6、看護師の勤務体制

管理者（看護師）	1名
看護師（常勤・非常勤）	常勤6名・非常勤2名

7、提供するサービスの内容等

⑴ 病状・障害の観察
⑵ 清拭・洗髪等による清潔の保持
⑶ 食事および排泄等日常生活の世話
⑷ 床ずれの予防・処置
⑸ リハビリテーション
⑹ 精神科患者の看護
⑺ 認知症患者の看護
⑻ 療養生活や介護方法の指導
⑼ カテーテル等の管理
⑽ その他医師の指示による医療処置

8、指定訪問看護サービスの利用料と自己負担額

別紙料金表をご参照ください。

9、利用料金などのお支払方法

⑴ 毎月のご利用料金は、原則として翌月２７日に指定口座よりの口座振替となります。

⑵ 口座振替の確認後に、領収書を発行致します。

⑶ 各種工費に関しては、公費負担受給者証等を確認後に対応させて頂きます。

⑷ 現金での集金を希望される場合はお申し出ください。

⑸ 領収書の再発行は致しかねますので、大切に保管下さい。

10、キャンセル料

ご連絡いただく場合	キャンセル料
前日までにご連絡頂いた場合	不要
当日、訪問までのご連絡の場合	4000 円
訪問までにご連絡のない場合	1 提供あたりの料金の 100%

※ただし、ご利用者の急な入院などの場合には、キャンセル料は請求致しません。

１１、訪問看護の提供方法

⑴ 主治医の文書による指示を受けます。

⑵ 利用者又はその家族に対して説明し、契約をかわします。

⑶ 訪問看護計画書を作成し、利用者へ交付同意を受けます。また主治医へ提出します。

⑷ 訪問看護の提供にあたっては、①主治医と連携を図りながら、訪問看護計画書に基づいて適

切な看護技術をもって訪問看護を提供致します。②利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項についてわかりやすく説明致します。③常に利用者の病状、心身の状況及びそのおかれている環境の的確な把握に努め、利用者又は家族に対し、適切な指導を致します。

⑸ 訪問看護報告書を作成し、主治医へ提出します。

⑹ 訪問看護の実施状況を把握し、必要に応じて訪問看護計画の変更を行います。

１２、訪問看護の記録

⑴ 事業者は、利用者に対する訪問看護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から５年間保存します。

⑵ 利用者は、事業者に対し、訪問看護の提供に関する記録の閲覧又は謄写を請求することができます。その場合において、事業者は「個人情報の保護に関する法律」その他関係法令に従って適切に応じます。謄写に要する費用は、利用者負担となります。

１３、事故発生時の対応

⑴ 事業者は、利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、関係機関に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。

⑵ 事業者は、訪問看護の提供により発生した事故の原因を分析し、再発防止策を講じます。

⑶ 事業者は、事業者の責に帰すべき事由により訪問看護契約の各条項に規定する義務に違反し、これによって利用者に損害を生じさせたときは、利用者に対し、その損害を速やかに賠償し

ます。

１４、秘密保持及び個人情報の保護

⑴ 事業者は、訪問看護を提供する上で知り得た利用者又はその家族に関する情報を正当な理由なく第三者に漏洩致しません。契約が終了した後も同様です。

⑵ 事業者は、利用者又はその家族等の個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」その他関係法令を遵守して適切に取り扱います。

１５、苦情の相談窓口

相談窓口
（担当者）看護管理者　荒川　直喜
（連絡先）電話番号　０４２-７１１-４２３０
FAX 番号　０５０-３５３７-０３３７
国保連苦情相談直通ダイアル　TEL045-329-3447
相模原市役所福祉基盤課　TEL042-769-9226　FAX042-759-4395

１６、 虐待防止について

当該事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために以下の対策を講じます。

①虐待防止責任者を選任しています。

②苦情解決のための体制を設備しています。

③研修等を通じて、従業員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。

④サービスの提供中に、医療従事者又は養護者（家族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

１７、その他留意事項

⑴ 訪問時間については予め定めさせて頂きますが、交通事情や他の利用者の病状により訪問時間が前後する場合がありますのでご了承下さい。10 分以上になる場合は、事業所よりご連絡させて頂きます。

⑵ 他の利用者の緊急対応のため、状況によっては訪問時間の変更をお願いする場合がございます。その際には事前にご連絡させて頂きます。

⑶ 利用者の都合により訪問時間の変更やキャンセルの場合は前日までにご連絡ください。

⑷ 当事業所では、外部施設からの研修生、看護学校からの実習生を受け入れております。事前に利用者の許可をとった上で、訪問時に同行をお願いさせて頂く場合がございますので、ご協力お願い致します。

⑸ 大規模な災害が発生した場合、ただちに定期訪問を中止し、災害時対応に切り替えさせて頂きます。